

岩手県告示第298号

岩手県景観計画の一部を次のとおり変更した。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 岩手県景観計画の変更に係る事項 岩手県景観計画のうち陸前高田市に係る部分（平成30年4月1日施行）
- 2 変更後の岩手県景観計画 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課並びに広域振興局の土木部及び土木部土木センターに備えておいて縦覧に供する。